

第二種特定鳥獣管理計画
－ニホンザル－
第5期

令和6年度事業実施計画

京都府農村振興課

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理すべき区域及び地域個体群の区分	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 地域個体群（管理ユニット）の区分及び群れの概要	1
	(3) 個体群の系統	3
4	個体群管理の状況	4
	(1) 人身被害等の状況	4
	(2) 農作物被害の状況	4
	(3) 捕獲状況	5
5	管理の目標	7
	(1) 被害減少の目標	7
	(2) 加害レベル低減の目標	7
6	捕獲等又は数の調整に関する事項	7
	(1) 被害防止捕獲	8
	(2) 個体数調整	8
7	被害防除対策に関する事項	9
	(1) 人身被害等対策（集落環境整備）	9
	(2) 農作物被害対策（被害防除対策）	9
8	生息地の保護及び整備に関する事項	9
9	その他管理のために必要な事項	9
	(1) 近隣府県との連携	9
	(2) モニタリング	10
	(3) 個体群管理手法の普及	10
	(4) 住居集合地域等における麻酔銃猟	10

【別添】 個体群管理実施マニュアル

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域及び地域個体群の区分

(1) 対象地域

京都府全域

(2) 地域個体群（管理ユニット）の区分及び群れの概要

現在、府内には45群程度、約1,483～1,788頭が生息していると推測される。

令和2年度に府内全域で群れ分布等調査をした結果、第3期計画から5群増加（増加：8群、全頭捕獲：1群、既存群に統一：1群、群れではなかったもの：1群）した45群が確認された（表1、表2）。今後、市町村と協力して行動範囲や群れの構成等の実態の把握に努めることとする。

府では、これらニホンザルの群れの連続性を考慮して6地域に設定した「管理ユニット」ごとに生息状況等を整理し、管理を進めている（表1、図1）。

表1 管理ユニット毎の群れ数（下線の群れは今期計画で新たに記載）

管理ユニット	群れ数	群れ名
丹後	13群	丹後B群、丹後C群、丹後D群、丹後F群 丹後G群、丹後H群、丹後I群、丹後J群 伊根A群、伊根B群、伊根C群、伊根D群 宮津A群
丹波北	14群	舞鶴A群、舞鶴B群、舞鶴C群、舞鶴D群 舞鶴E群、舞鶴F群、舞鶴G群、舞鶴J群 舞鶴K群、内浦C群、青郷A群、綾部A群 綾部B群、綾部C群
丹波南	8群	綾部E群、美山A群、美山B群、和知A群 和知B群、和知C群、園部A群、三和A群
京都東	2群	京都A群、京都D群
京都西	1群	亀岡A群
山城	7群	宇治田原A群、和束A群、和束B群、加茂A群、 南山城A群、山城A群、山城B群
合計	45群	

【参考】令和2年度に新たに確認された群れについて

- ・丹後ユニット5群：丹後いずれかの群れから分派した可能性が高い。
（目視調査と通常の巡回調査により判明）
- ・丹波北ユニット2群：福井県を中心に生息していた群れの行動範囲が判明。
（行動圏拡大によって進出してきた可能性もあり）
- ・山城ユニット1群：これまで全容がはっきりしていなかった地域での判明。
（令和元年度には山城A群の行動圏を推定）

表2 京都府におけるニホンザルの群れの概要（令和6年2月時点）

※表中薄灰色で表示されている群れは、令和2年度調査で確認されたもの

管理 ユニット	群れ名	推定個体数		発信器装着状況		加害レベル (新基準)	(判定ポ イント)
			調査等時期	追跡	年度		
丹後	丹後B	30～40頭	R2.9	追跡不能		4	14
	丹後C	40～50頭	R2.9	追跡不能		4	14
	丹後D	20～30頭	R2.9	追跡不能 2018年		4	14
	丹後F	20～30頭	R2.9	追跡不能		3	12
	丹後G	20～30頭	R2.9	追跡不能		4	15
	丹後H	20～30頭	R2.9	追跡不能		4	15
	丹後I	20～30頭	R2.9	追跡不能		3	12
	丹後J	5～10頭	R2.9	追跡不能		2	7
	伊根A	95頭	R1.6	可	2022年度	4	14
	伊根B	10頭	R2.9	追跡不能		3	12
	伊根C	50頭	R1.6	可	2023年度	4	13
伊根D	30～40頭	R2.9	可	2018年度	4	14	
宮津A	56頭	H30.6	追跡不能 2018年		4	13	
丹波北	舞鶴A	30～40頭	R2.9	追跡不能 2016年		3	12
	舞鶴B	20～30頭	R2.9	追跡不能		4	14
	舞鶴C	46頭	H30.10	追跡不能		3	12
	舞鶴D	34頭	H29.7	追跡不能 2017年		4	14
	舞鶴E	30～40頭	R2.9	追跡不能		4	15
	舞鶴F	20～30頭	R2.9	追跡不能		3	11
	舞鶴G	53頭	H28.8	追跡不能		4	14
	舞鶴J	52頭	H30.3	追跡不能		4	13
	舞鶴K	20～30頭	R2.9	追跡不能		4	13
	青郷A	30～40頭	R2.9	追跡不能		4	13
	内浦C	20～30頭	R2.9	追跡不能		3	12
	綾部A	20～30頭	R2.9	可	2020年度	3	12
	綾部B	40～50頭	R2.9	可	2018年度	4	14
綾部C	10～20頭	R2.9	追跡不能		3	12	
丹波南	綾部E	56頭	H30.9	可	2023年度	4	14
	美山A	30～40頭	R2.9	可	2020年度	3	12
	美山B	5～10頭	R2.9	追跡不能		2	7
	和知A	10～20頭	R2.9	追跡不能		3	11
	和知B	10～15頭	R2.9	追跡不能		2	7
	和知C	57頭	H30.12	可	2022年度	3	12
	園部A (篠山B)	47頭	R2.8	可	2023年度	3	11
	三和A (篠山A)	27頭	R2.9	可	2019年度	3	12
京都東	京都A (大津D)	46頭	R3.3	可	2023年度	3	12
	京都D	12頭	R3.3	可	2023年度	3	8
京都西	亀岡A	30～40頭	R2.9	可	2023年度	4	13
山城	宇治田原A	30～40頭	R2.9	可	2022年度	4	13
	和東A (信楽C)	4頭	R1.12	追跡不能		2	7
	和東B	100～150頭	R2.9	可	2023年度	4	13
	加茂A	67頭	H28.2	可	2023年度	4	15
	南山城A	61頭	H28.2	追跡不能 2019年		3	12
	山城A	30～40頭	R2.9	可	2022年度	4	14
山城B	20～30頭	R2.9	追跡不能		3	12	

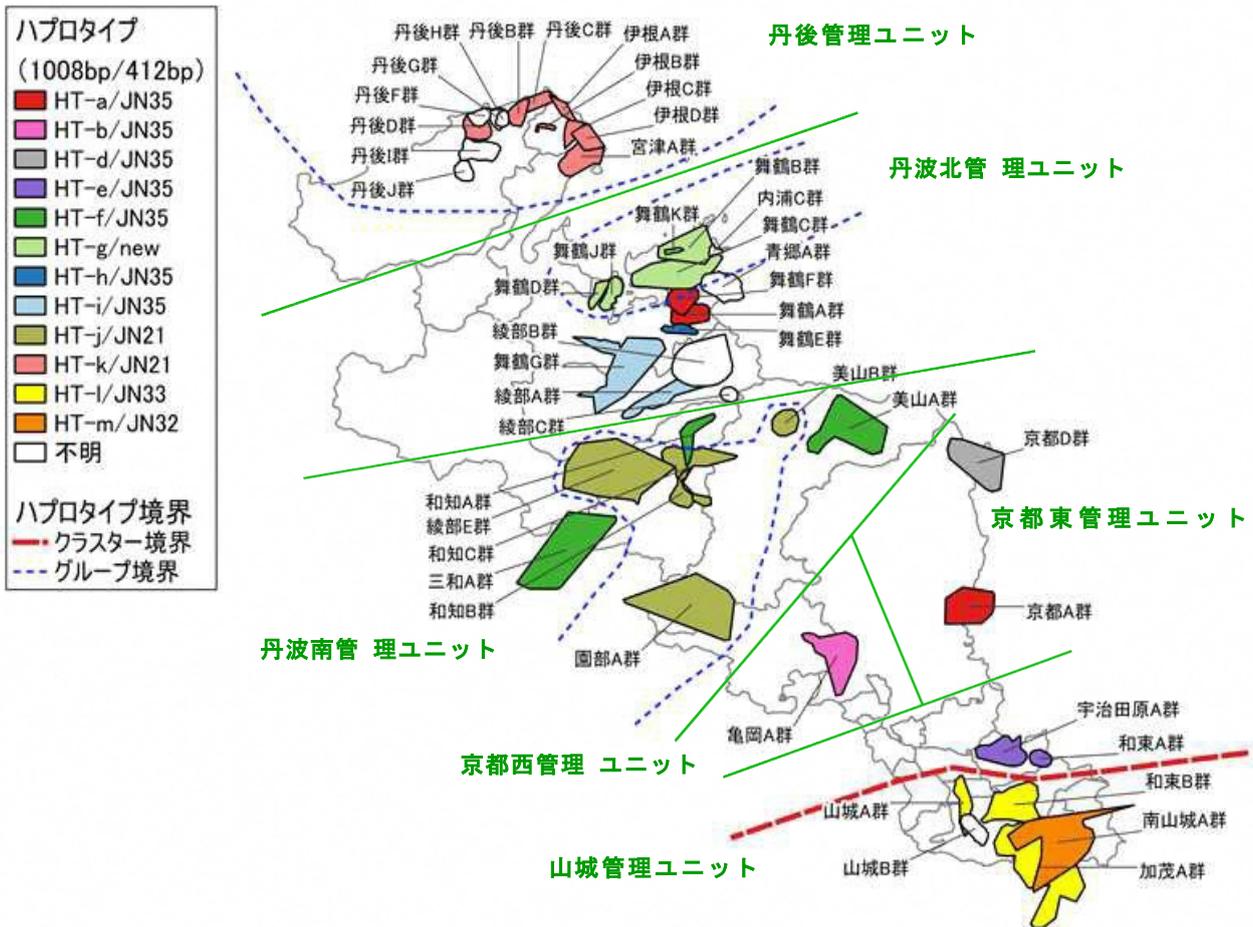


図1 府内のニホンザルの群れの分布

(3) 個体群の系統

平成29年度及び令和2年度に遺伝解析し、群れの血縁関係を調査した。

全頭捕獲した群れも含めて41群中38群のミトコンドリアDNAのコントロール領域1008bpを分析した結果、大きく5つのグループに分けられ、さらに細かく13のグループ（ハプロタイプ）に分けられることが判明した（図2）。

今後も、未解析群の解析を実施するため、発信器装着時等の検体収集や、他県との情報共有を進め、多様性を確認するとともに、個体群管理の基礎資料として情報を蓄積していく。

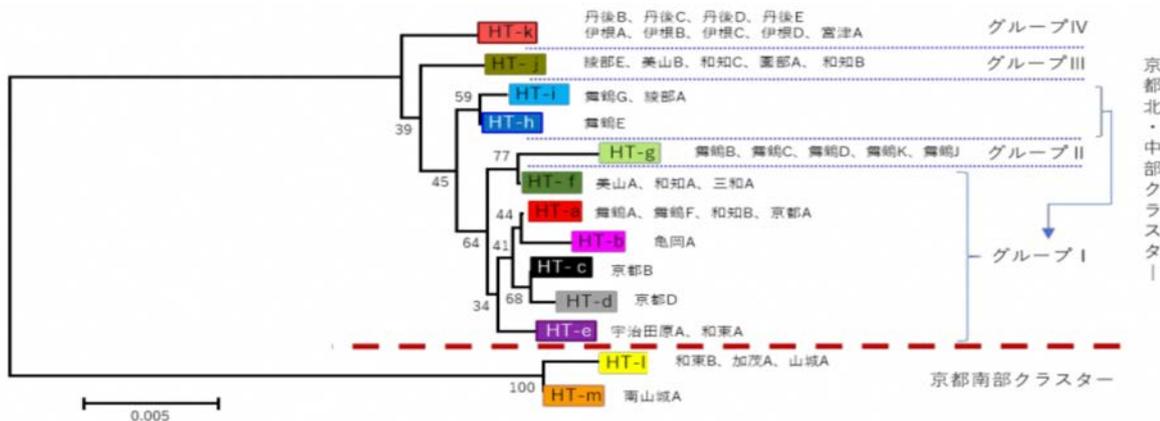


図2 ミトコンドリアDNAの塩基配列（コントロール領域）に基づく分子系統樹

4 個体群管理の状況

(1) 人身被害等の状況

令和4年度は、ハナレザルによるものと考えられる人身被害が京丹後市で1件報告された。

なお、市町村に寄せられた報告を基に集計しているが、集計しきれない恒常的な出沒等（舞鶴G群、綾部各群、和東B群等）があるため、生活被害等に対する現状の把握、評価手法の確立が課題である。

(2) 農作物被害の状況

令和4年度被害金額は約9百万円となり、令和3年度から約4割減少となった（図3）。作物別に見ると野菜の被害が最も多く、次いで果樹、稲、豆類、いも類の順で被害の多い傾向は変わらなかった（図4）。

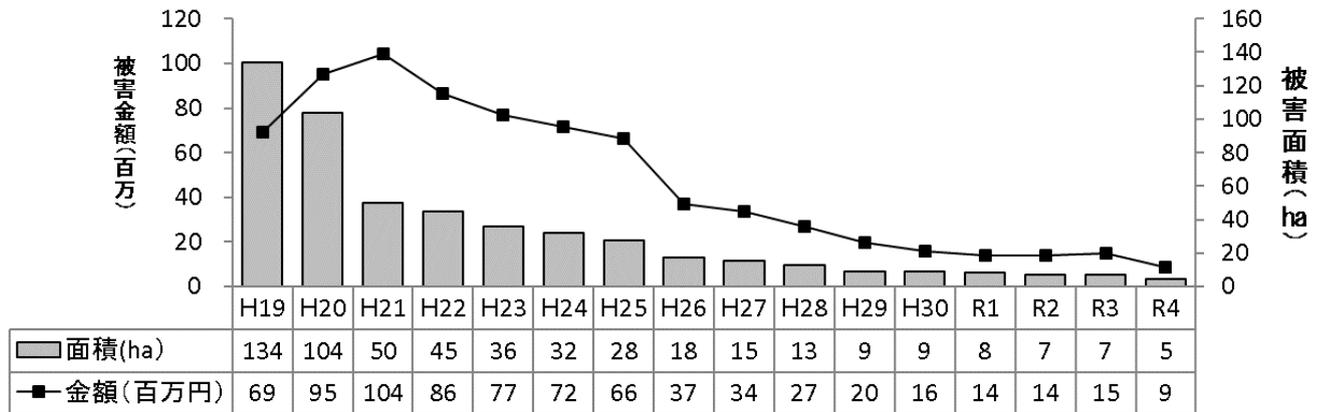


図3 農作物被害の推移

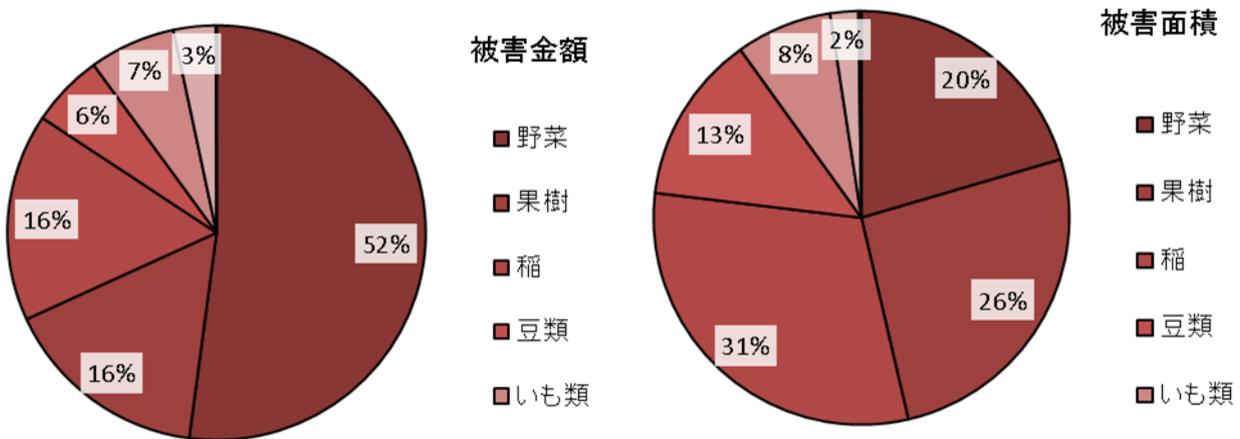


図4 作物別の被害金額及び被害面積

(3) 捕獲状況

被害防止捕獲により対応している市町村が多く、北部地域を中心に行われていた個体数調整も含めて、今後事業の効果を検証していく必要がある。

表3 個体群ごとの個体数調整捕獲計画等実施状況一覧表

管理 ユニット	群れ名	推定個体数	調査等時期	個体数調整捕獲・悪質個体選択捕獲実施履歴													
				H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
丹後	丹後A	全頭捕獲															
	丹後	30～40頭	R2.9														
	B 丹	40～50頭	R2.9														
	後 C	20～30頭	R2.9														
	丹後	全頭捕獲															
	D 丹	95頭	R1.6														
	後 E	10頭	R2.9														
	伊根	50頭	R1.6														
A 伊	30～40頭	R2.9		伊根C群から分派													
根 B	56頭	H30.6															
丹波北	伊根	30～40頭	R2.9														
	C 伊	20～30頭	R2.9														
	根 D	46頭	H30.10														
	宮津	34頭	H29.7														
	A 舞	30～40頭	R2.9														
	鶴 A	20～30頭	R2.9														
	舞鶴	53頭	H28.8														
	B 舞	52頭	H30.3		舞鶴D群から分派												
	鶴 C	20～30頭	R2.9														
	舞鶴	20～30頭	R2.9														
D 舞	40～50頭	R2.9															
鶴 E	10～20頭	R2.9															
丹波南	舞鶴	=瑞穂不明群(H27アンケート調査で判明した未確認群) ⇒ GPS調査等により綾部E群の行動圏内と確認(H30)															
	F 舞	56頭	H30.9														
	鶴 G	30～40頭	R2.9														
	舞鶴	5～10頭	R2.9														
	J 舞	10～20頭	R2.9														
	鶴 K	10～15頭	R2.9														
	綾部A	57頭	H30.12														
	綾部B	=和知不明群(H27アンケート調査で判明した未確認) ⇒ 独立した個体群と確認できず															
綾部C																	
綾部D	47頭	R2.8															
綾部E																	
美山A	27頭	R2.9															
京都東	美山B																
	和知A	46頭	R3.3														
	和知	全頭捕獲															
B 和	全頭捕獲																
知 C	12頭	R2.9															
京都西	和知E	30～40頭	R2.9														
	園部A	30～40頭	R2.9														
山城	(篠山B)	4頭	R1.12														
	三和A																
	(篠山A)	100～150頭	R2.9														
	京都A	67頭	H28.2														
(大津)	61頭	H28.2															
D) 京都	30～40頭	R2.9															

※表中の「調整」は個体数調整捕獲を実施した期間（効果調査期間含む）、「選択」は悪質個体選択捕獲を実施した期間（効果調査期間含む）を示す。

※表中で灰色に塗りつぶされた群れは、現時点で存在していないことを示す。

※これまでの履歴を示すため、令和2年度に確認された群れは含めていない。

ア 被害防止捕獲

令和3年度捕獲数（令和4年3月時点）は、196頭であった（図5）。

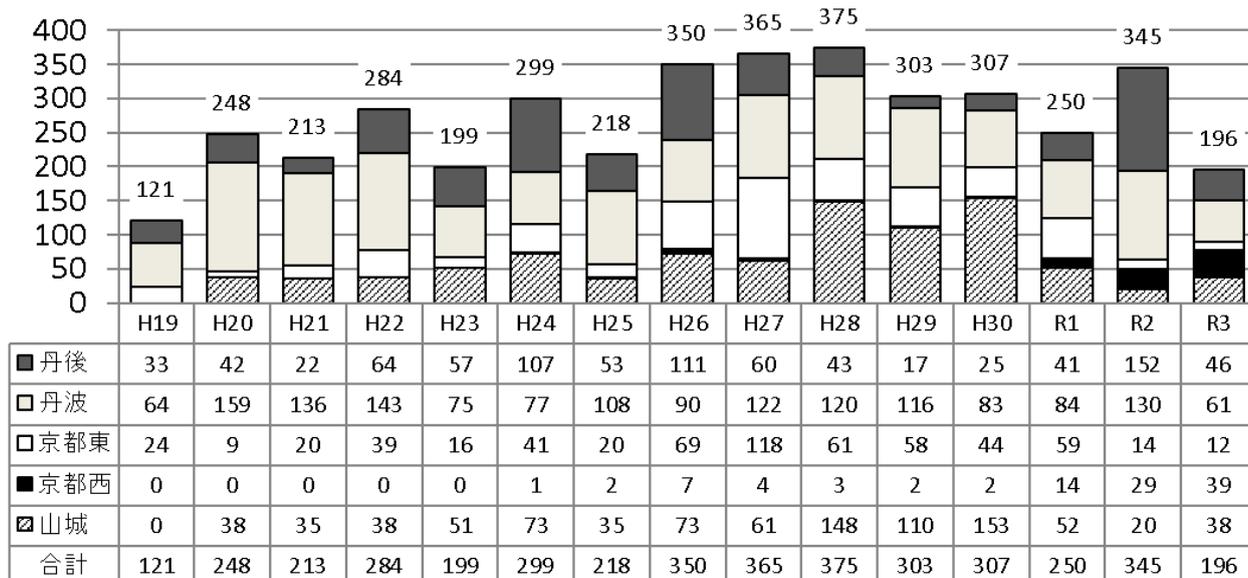


図5 管理ユニット別の被害防止捕獲数の推移（令和4年3月時点）

※管理ユニットは前5カ年計画のとおり5ユニットで表記

イ 個体数調整

第3期計画期間においては、令和2年度末までに、丹後A～E群、舞鶴A及びF群の個体数調整が完了し、加害レベルの低下、農作物被害や生活被害の低下などの効果が認められた。しかし、丹後ユニットでは、既存の群れから分派したと思われる新たな群れが5群確認されたため、今後、分派に係る検証や個体数調整の実施方法について検討する必要がある。

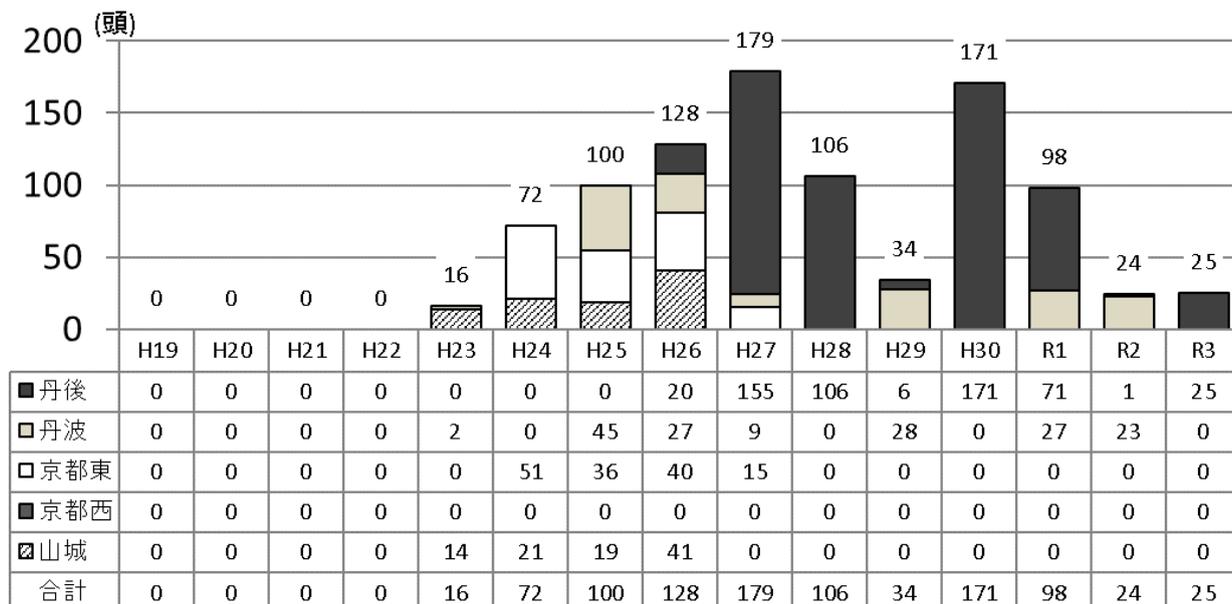


図6 管理ユニット別の個体数調整捕獲頭数の推移（令和4年3月時点）

※管理ユニットは前5カ年計画のとおり5ユニットで表記

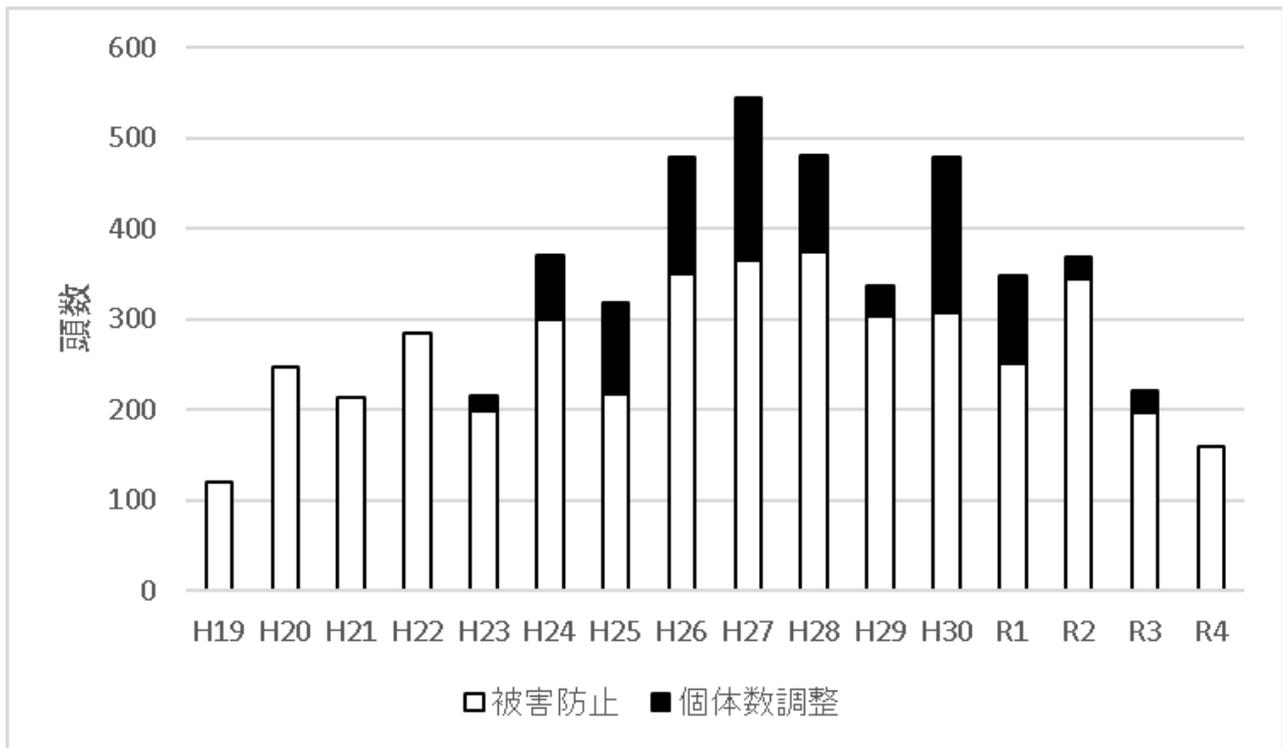


図7 被害防止捕獲数と個体数調整捕獲数の推移

また、令和3年度の個体数調整計画実施状況は、以下のとおりである。

① 新規計画 : なし

② 継続計画 : 7群

伊根A群、伊根B群、伊根C群、伊根D群、宮津A群、舞鶴C群、舞鶴J群

5 管理の目標

(1) 被害減少の目標

令和2年度被害金額14,000千円を令和8年度末までに半減させるため、令和6年度は8,000千円以下となるよう取り組む。

(2) 加害レベル低減の目標

加害レベルが高く（レベル4以上）、推定生息数が多い（50頭以上）群れ10群について、加害レベルの低減を図る（表）。ただし、後述するユニット会議において優先すべき他の群れがあれば、そちらを優先とする。

※加害レベル：群れの加害程度を集落や農地への出没頻度などから判定したもの

6 捕獲等又は数の調整に関する事項

捕獲については、別添の個体群管理実施マニュアルに基づき、加害個体及び加害群を特定して適正な捕獲を実施する。

表4 加害レベルの低減を図る対象群（参考）

管理ユニット	群れ名	加害レベル	レベル判定 ポイント合計値	推定頭数 (最大)
丹後	伊根 A	4	14	95
丹後	宮津 A	4	13	56
丹後	伊根 C	4	13	50
丹後	丹後 C	4	14	50
丹波北	舞鶴 G	4	14	53
丹波北	舞鶴 J	4	13	52
丹波北	綾部 B	4	14	50
丹波南	綾部 E	4	14	56
山城	和束 B	4	13	150
山城	加茂 A	4	15	67

※上記対象群を参考として、現地の状況を踏まえ、管理ユニット内や市町村等において優先順位の高い群れを対象とする。

(1) 被害防止捕獲

被害防止捕獲は、群れ頭数が 40 頭以上の場合は群れ頭数が 40 頭になるまで年間の捕獲頭数の上限を設けず、40 頭未満の場合は 10%を年間の捕獲頭数の上限とし、一つの群れについてはメス成獣を 10 頭以上残すこととしている。

例外として、群れに対して移出入を行う可能性のあるオスの個体については、被害防止捕獲の許可頭数として定めた捕獲上限数に含めない。

(2) 個体数調整

市町村は府の許可のもと、地域個体群（管理ユニット）の安定維持を損なわないことを前提として個体数調整を実施することができる。

① 令和4年度個体数調整計画策定群：1群 舞鶴J群

※これまでの被害防止捕獲や個体数調整捕獲により、京都府内では、概ね 40 頭までの群れが多く、人間を襲撃するような悪質個体の捕獲が進んだ。そのため、各市町村で被害防止捕獲により個体数の増加を抑制しつつ、防除とあわせて対策を講じている状況である。

② 継続実施群：5群

伊根A群、伊根B群、伊根C群、伊根D群、宮津A群

なお、この他の群れであっても、被害が甚大で早急に対策を講じる必要が生じた場合は、個体数調整を実施することができる。またユニット会議における個体数調整が推奨される群れについての協議や、市町村における協議書及び添付資料作成等の事務手続きの緩和など、個体数調整を促進できるよう検討を進める。

7 被害防除対策に関する事項

(1) 人身被害等対策（集落環境整備）

ニホンザルに農耕地及び人家周辺等人の生活圏を餌場と認識させないように、餌となるものをできるだけ集落内から除去（野菜くずや不要な果樹の除去、集落内での生ゴミ等の適正な管理等）することで、棲み分けや人身被害の回避に努める。

また、野生鳥獣被害対策チーム活動等で、追い払い活動の支援や講習会等を開催する。

(2) 農作物被害対策（防護柵設置及び維持管理等）

ニホンザル用の複合型防護柵（「おじろ用心棒」等、ワイヤーメッシュ柵等金属柵の上に電気柵を組み合わせた複合柵）の設置を進めており、令和2年度実績見込（令和3年2月時点）は31,546mであった（表5）。

ニホンザルの出没範囲の変化等から、これまでイノシシやニホンジカ用のワイヤーメッシュ柵の上に電気柵を追加し、ニホンザルにも対応するよう「機能向上」も実施している。

また、防護柵の設置にあわせ、設置指導や維持管理等の普及啓発を実施している。令和4年度も引き続きこれらの対策を進めるとともに、設置や維持管理、被害対策について講習会開催や普及啓発を図る。

表5 令和4年度 サル用防護柵設置実績

単位:m

	井手町	和束町	南丹市	舞鶴市	綾部市	宮津市	京丹後市	計
設置延長	1,442	2,141	5,926	2,322	15,852	1,116	780	29,579

8 生息地の保護及び整備に関する事項

農業関係団体等と連携し、誘引物の除去や冬場の農地管理について普及啓発を進めるとともに、人と野生動物との棲み分けを促進するため、広葉樹植栽、強度間伐による自然植生の回復を図り、バッファゾーン整備を進める。

9 その他管理のために必要な事項

(1) 近隣府県との連携

大丹波地域サル対策広域協議会※において、兵庫県との県境を行き来する群れである園部A群（兵庫県：篠山B群）、三和A群（兵庫県：篠山A群）について、広域的な被害対策に取り組んでいる。

令和4年度の主な協議会活動としては、引き続き ICT を活用したサルの出没状況を共有するサル広域監視システムによる効率的な追い払いの実施、被害対策の研修を行う。またこの活動を他地域に普及するための取り組みを実施する。

※大丹波地域サル対策広域協議会

平成28年度にNPO法人里地里山問題研究所が事務局となり、ニホンザル被害対策の広域連携のため設立。構成員は丹波篠山市、丹波市、福知山市、南丹市、京丹波町。

(2) モニタリング

府内の地域個体群の管理を進め、計画に基づく対策の効果を把握するためのモニタリングを実施する。

モニタリング情報は市町村と共有し、被害対策や個体数調整捕獲等に活用できるようにする。

ア 電波発信器及びGPS首輪の装着

電波発信器は令和5年度末現在で17群に装着中である。令和6年度も、地域の被害防止対策の促進及び継続的なモニタリングのために必要に応じて発信器を装着するとともに、山城管理ユニットを中心に発信器未装着の群れや電池寿命が切れると推測される群れへの装着を進める。地域の状況に応じて、GPS首輪の装着についても検討する。

既存17群：伊根A群、伊根C群、伊根D群、綾部A群、綾部B群、綾部E群、美山A群、和知C群、園部A群、三和A群、京都A群、京都D群、亀岡A群、宇治田原A群、和束B群、加茂A群、山城A群

イ 群れの分布調査及び行動圏調査

群れ数、群れの行動圏、分布状況、地域個体群の遺伝的多様性の把握を進めるため、現地調査等による情報収集を実施する。

ウ 加害レベル判定

新基準による加害レベル判定は、個体数調整計画策定時に適切な加害レベルを判定する。

(3) 個体群管理手法の普及

これまで実施されてきた個体数調整計画の成果等をまとめ、今後捕獲を検討している市町村に対して、効果的な実施について普及を行っていく。

(4) 住居集合地域等における麻醉銃による捕獲

ハナレザル対策や群れの加害レベル低減効果を検討するに当たり、住宅地等に出没するサルについて、捕獲作業の安全性、迅速性を考慮して麻醉銃による捕獲を許可する。